国会事項

衆　議　院

質問書提出

二月十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

横浜市栄区上郷町瀬上沢地区の宅地開発計画に関する質問主意書（早稲田夕季提出）

国会中継におけるテロップの付与に関する質問主意書（初鹿明博提出）

裁量労働制の方が実労働時間が短いというデータの存在に関する質問主意書（初鹿明博提出）

公立学校の標準服の価格に関する質問主意書（初鹿明博提出）

政府系金融機関の民業圧迫に関する質問主意書（長妻昭提出）

業務に営業活動が含まれる労働者に対する裁量労働制の適用等に関する第三回質問主意書（山井和則提出）

参　議　院

質問主意書提出

二月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

ＪＲ総連系労組への浸透が指摘され続けている革マル派の現状と実態に関する質問主意書（川合孝典提出）（第二〇〇号）

人事異動

内　閣

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣を指定する（二月十五日）

法　務　省

足立　房夫

難民審査参与員に任命する（二月十五日）

○定年退官

唐津区検察庁副検事梶原直樹は、検察庁法第二十二条の規定により二月十二日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、二月十四日午後六時二分御出門、歌舞伎座百三十年　松本幸四郎改め二代目松本白鸚、市川染五郎改め十代目松本幸四郎、松本金太郎改め八代目市川染五郎襲名披露　二月大歌舞伎を御鑑賞のため、歌舞伎座（中央区）へ行幸啓、同七時二十五分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、リトアニア国の国家再建記念日につき、二月十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年２月19日

北海道運輸局長　石﨑　仁志

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「245,800円」を「246,800円」に、「229,350円」を「230,350円」に、「186,500円」を「187,600円」に、「177,350円」を「178,450円」に改める。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,650円」を「242,700円」に、「180,450円」を「181,500円」に改める。

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「197,900円」を「198,700円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年３月21日から効力を生ずる。

関東運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年２月19日

関東運輸局長　河田　守弘

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,450円」を「247,450円」に、「229,700円」を「230,700円」に、「187,850円」を「188,850円」に、「178,250円」を「179,250円」に改める。

２．関東海上旅客運送業最低賃金第４項中「243,050円」を「244,050円」に、「181,600円」を「182,600円」に改める。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「187,000円」を「188,000円」に改める。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「187,000円」を「188,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年３月21日から効力を生ずる。

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成30年２月19日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「246,150円」を「247,150円」に、「229,700円」を「230,700円」に、「187,550円」を「188,550円」に、「178,250円」を「179,250円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「241,300円」を「242,350円」に、「175,000円」を「176,300円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「198,700円」を「199,700円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「198,700円」を「199,700円」に改める。

附　則

この公示は、平成30年３月21日から効力を生ずる。

資　料

平成29年12月中国際収支状況（速報）

財　務　省

（単位：億円、％）

項　目	12　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	3,344	2,227	5,201
（対前年同月比）	（　−35.7）	（　−44.8）	（　—）
貿易収支	5,389	1,810	8,087
（対前年同月比）	（　−33.4）	（　−46.8）	（　400.5）
輸出	72,715	67,683	66,815
（対前年同月比）	（　8.8）	（　13.9）	（　6.7）
輸入	67,326	65,873	58,728
（対前年同月比）	（　14.6）	（　17.6）	（　−3.7）